

新ひだか町こども110番の家事業実施要綱

令和8年2月17日教委要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、新ひだか町青少年センター設置規程（令和2年教育長訓令第4号。以下「規程」という。）第1条に規定する新ひだか町青少年センター（以下「センター」という。）が実施する「新ひだか町こども110番の家事業（以下「こども110番の家事業」という。）」について必要な事項を定めることにより、新ひだか町内においてこどもに危害を加える犯罪からこどもの安全を確保し、犯罪被害の抑止及びこどもの見守り活動の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) こども110番の家 こどもが不審者から避難する目的で訪れる、こども110番の家（ポニーの家）事業協力者名簿（別記様式第1号。以下「協力者名簿」という。）に登録された住所にある建物をいう。
- (3) 協力者 こども110番の家に居住若しくは勤務し、こども110番の家を借り受け又はこれを所有する個人又は法人で、協力者名簿に登録されたものをいう。
- (4) 協力団体 規程第3条に規定する所長及び健全育成指導員が所属する町、教育委員会、学校、町民団体等及び警察であって、別表に記載するものをいう。

(協力者の役割)

第3条 協力者の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) こども110番の家の見やすい場所に、新ひだか町青少年センターこども110番の家（ポニーの家）ステッカー（以下「ステッカー」という。）を常に表示すること。
- (2) こどもが助けを求めてきたときにこども110番の家の中に入れて保護し、安全を確保すること（当該建物に協力者が不在の場合等を除く。）。
- (3) 前号の場合において協力者は、こどもの状況を確認し、速やかに警察、学校、保護者その他の関係機関に連絡を行い、こどもの引取りを依頼すること。
- (4) 前号の場合において協力者は、こどもを引き渡した後、当該事案の経過につ

いてセンターへ報告するとともに、保護処理票を速やかに提出すること。

(登録の申込み)

第4条 こども110番の家事業への参加を希望する者は、こども110番の家（ポニーの家）登録申請書（別記様式第2号。以下「登録申請書」という。）をセンターへ提出するものとする。

(登録)

第5条 センターは、登録申請書を提出した者のうち、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、協力者名簿に登録するものとする。

- (1) こども110番の家事業の目的に賛同する者で、原則として商店・事業所の建物であること。
- (2) 新ひだか町内において、こどもが通学等に利用している道路、公園、広場等の近辺に所在する住家、事業所等の建物の所有者、管理者又は借受者（以下、「所有者等」という。）であること。
- (3) こどもにとって避難しやすい場所及び建物であること。
- (4) 所有者等が、通常、昼間の時間帯に所在している者であること。
- (5) 年間を通して相当な期間、「こども110番の家」として活動が可能なこと。
- (6) 地域における信望があり、適任と認められる者であること。
- (7) こどもが助けを求めてきた場合に、同居者又は従業員を含め適切な対応ができる者であること。

2 センターは、前項各号の規定により登録要件を全て満たす場合は、その者を協力者名簿に登録し、ステッカーを交付するものとする。

3 ステッカーのデザインは、「こども110番」の文字を明示したものとし、センターが別に定めるものとする。

4 センターは、協力者に対して、その役割及び協力上の注意事項を説明しなければならない。

(登録期間)

第6条 協力者の登録期間は1年とする。ただし、センター及び協力者双方に異議がなければ更新する。

(登録内容の変更)

第7条 協力者は、登録申請内容に変更が生じた場合は、こども110番の家（ポニーの家）変更届（別記様式第3号）を速やかにセンターへ提出するものとする。

(登録の抹消等)

第8条 協力者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターは協力者名簿の登録を抹消することができる。この場合において、協力者は表示物を撤去し、適切に処分しなければならない。

- (1) 協力者が、こども110番の家（ポニーの家）登録辞退届（別記様式第4号）を提出したとき。
- (2) 協力者が、死亡、転出又は転居したとき。
- (3) 第5条第1項に掲げる登録要件を欠くと認められるとき。
- (4) こども110番の家が、適切に管理されていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、こども110番の家として不適當であると認められたとき。

(協力者名簿の管理)

第9条 センターは、協力者名簿を適切に管理し、協力者の登録内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを変更しなければならない。

- 2 センターは、協力者名簿の更新のため、必要に応じてこども110番の家の登録者現況調査を行うものとする。
- 3 センターは、必要と認めるときは協力団体に協力者名簿の写しを提供することができる。この場合において、協力団体は第三者へ協力者名簿の写しを提供してはならない。
- 4 協力団体は、協力者名簿の写しが不要となった場合は、その複写物を含めてセンターへ返却しなければならない。
- 5 協力者名簿の取扱いについては、新ひだか町個人情報等の取扱いに関する管理規程（令和5年訓令第4号）に基づき、適切に管理・運用するよう留意するものとする。

(報償等)

第10条 新ひだか町こども110番の家事業に係る活動は、無償とする。

(個人情報の取扱い)

第11条 協力者は、こども110番の家に避難してきたこどもに関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

- 2 協力者は、本事業において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、こども110番の家事業において、協力者名簿の登録の手続によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱中これに相当する規定がある場合には、この要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

協力団体
新ひだか町
新ひだか町教育委員会
新ひだか町立高静小学校
新ひだか町立静内小学校
新ひだか町立三石小学校
新ひだか町立静内中学校
新ひだか町立静内第三中学校
新ひだか町立三石中学校
北海道静内高等学校
北海道静内農業高等学校
静内地区保護司会（保護区～新ひだか町、日高町、平取町、新冠町）
新ひだか町民生委員児童委員協議会
新ひだか町PTA連合会
新ひだか町スポーツ少年団本部
新ひだか町社会福祉協議会
北海道警察札幌方面静内警察署